

石川県の災害廃棄物受入開始



ページ番号1019458

更新日 令和6年9月20日

西多摩衛生組合で石川県の災害廃棄物の受入れを開始します。

石川県の災害廃棄物受入開始

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、多くの建築物で倒壊等の被害が発生しました。今後、倒壊建物の公費解体がさらに進み、これに伴い多くの可燃性廃棄物の発生が予測されています。

このため、石川県から東京都に対して広域支援要請があり、東京都市長会、東京都町村会及び特別区長会の了承を経て、災害廃棄物の発生量が多く、域内処理が困難な石川県輪島市と珠洲市の支援を行うこととし、令和6年9月27日から東京都で災害廃棄物の広域支援が開始されます。

西多摩衛生組合構成市町では、相互扶助の観点から慎重に協議した結果、西多摩衛生組合におきましても、令和6年9月27日から災害廃棄物の受入れを開始することとしました。

被災地の早期復興・復旧を支援するため、ご理解とご協力をお願いします。

【支援等の内容】

- (1) 搬入ごみ：可燃性廃棄物（木くず・プラスチック類・繊維くず）
- (2) 受入期間：令和6年9月27日から令和8年3月31日まで（土日は除く）
- (3) 搬入車両：20ftコンテナ車（実積載量 約8t/台）または12ftコンテナ車（実積載量 約4t/台）
- (4) 搬入量：1日最大20t
- (5) 搬入ルート：国道16号線から新羽村街道交差点にて羽村街道へ入るルート



このページに関するお問い合わせ

生活環境部 ごみ減量対策課 ごみ減量対策係

〒197-8501 東京都福生市本町5

電話：042-551-1731